

# 1. 宅地造成事業に対する支援について

## 要 旨

昨年度の宅地造成事業に対する支援要望に対して、県では、市町村が行う空き家や中古住宅を活用した移住定住推進の取組を「鳥取県移住定住推進交付金」等により支援していると、回答いただきました。しかしながら、移住や定住のために住宅新築を希望する人の宅地需要に対して、民間の宅地供給が少ない状況を改善することとの関連性が低いと捉えています。

町村では空き家活用も進めていますが、新たに住居を求める人たちのすべての需要に応えられているわけではありません。

また、自治体による宅地造成事業は、財政力の弱い町村では限界があり、民間資本による造成は、販売単価の低い地域で敬遠される傾向にあります。

つきましては、町村における宅地造成事業に対して、支援制度を創設いただきますようお願いいたします。

## 2. 特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて

### 要 旨

特定地域づくり事業制度は働き手及び雇用先の確保として非常に有用である一方、中山間地の実情に合わない部分があります。

冬場の派遣については、農林業が主な産業である中山間地域において、仕事の確保が課題となっています。冬場の主な仕事を除雪作業の場合、降雪がなければ仕事がないため、職員の派遣先を確保するのが困難な状況です。

そうした状況でも、職員の給料を確保するために、冬場も農林業への派遣が重なり、結果、一事業者への派遣が8割の基準を超えてしまいます。8割を超えた場合は制度の対象外となり、人件費の全額が交付金の対象外となるのは、組合の加入者の少ない中山間地の実情が考慮されていないと言わざるを得ません。

また、事務局の運営について、人件費の確保も課題となっています。派遣職員の確保が難しい中山間地域では、少ない件数の派遣手数料で事務局を運営する必要があり、特に事務局員の人件費が大きな割合を占めています。企業数の少ない中山間地域においては、組合員を増やしていくことは容易ではなく、限られた組合員数で事業を拡大していこうにも、人件費の部分がネックとなり事務員の確保や、事業の促進が図れていないのが現状です。

つきましては、派遣元としての制度趣旨を理解し努力する必要があると思いますが、派遣割合に応じて漸減する等の緩和措置及び事務局運営費の人件費に係る部分について、補助率の増加及び対象業種を拡充するよう国に対して働きかけをお願いするとともに、県補助率の引き上げをお願いします。

### 3. 地域公共交通の安定的持続について

#### 要 旨

地域住民が安心して暮らしていくためには、バス・タクシー・自家用有償旅客運送等の地域公共交通の維持・確保が重要となります。特に児童生徒や免許を返納した高齢者にとっては、通学や買い物、通院といった日常生活において欠くことのできないインフラであります。

一方、全国的に人口減少が進行する中、地域公共交通の利用者数も減少傾向にあり、特に中山間地域に位置する自治体では、地域公共交通網を安定的に持続させるために相当の経費が必要となっており、国と県の財政支援を糧としながら運行できるよう努力しているところです。

県内においても路線バスの運行体制を見直し、児童生徒や高齢者の利便性向上と運行維持に係る財政負担を軽減させるため、公営バスを導入している事例もあります。

しかし、国が実施する地域公共交通の確保、維持、改善を図るための地域公共交通確保維持改善事業費補助金においては、その算定基礎となる「地域キロ当たり標準経常費用」が実勢経費と大きく乖離しています。この基礎数値が補助金をはじめ、交付税措置の算定根拠となることから、特に中山間地域の自治体では、負担が大きくなっているのが現状です。

つきましては、将来にわたり地域公共交通の安定的な運行につなげるため、より地域特性と実態に見合った交付単価の算定方法に見直しをしていただくよう国に対して働きかけをお願いするとともに、赤字路線については、県による財政支援をお願いします。

## 4. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について

### 要 旨

町村では、高齢者等の移動に対する支援として、障がいのある方や要介護に認定された方、また、公共交通がない集落の高齢者等を対象としたタクシー費用の助成制度を設けております。

令和2年4月から、これらの取組に対する補助制度を創設いただきましたが、県と町村の制度を比較しますと、助成の対象とする年齢要件や地域要件の差により県の補助対象とならない部分が多く、特に「交通空白地に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者」については、ごくわずかな割合となっております。

つきましては、町村が実施する事業に対して、1/2を助成いただく等の制度の拡充をお願いします。

## 5. 公共交通機関のキャッシュレス化について

### 要 旨

公共交通機関のキャッシュレス化については、伯耆大山以西では既に交通系 IC カード「ICOCA」が導入されていますが、伯耆大山以東は依然として未導入区間のままです。

交通系 IC は、駅の改札通過やバスの乗降に要する時間の短縮、タッチのみで小銭の準備等が不要になるなど、利用者の利便性向上を図ることができます。更に、乗降地点や運賃のデータなどを取得して乗降の分析をすることにより、地域に適切な交通への再編、交通計画に利用できます。

また、地域の公共交通を守るため、県が中心となり市町村と連携した利用促進や利便性向上に向けた取組みを推進していただいておりますが、鉄道等のキャッシュレス化は更なる利便性が図られ利用促進にもつながります。

つきましては、交通系 IC の鳥取県全域への早期導入の実現を図るため、交通事業者等と連携の上、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 6. サイクルツーリズムの推進について

### 要 旨

鳥取県でも鳥取うみなみロードのナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みが本格化しており、町村もこれに連携して、広域でサイクリング環境の整備を図っています。

鳥取うみなみロードにおいては、白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースのように、車道と分離されたサイクリングコースが含まれていますが、多くは車道混在の区間であり、不慣れなサイクリストや観光・レジャー層の誘客を考慮すると、自転車専用レーン設置などのサイクルツーリズムの環境整備が重要であると考えます。

つきましては、白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースをさらに延伸させ、鳥取うみなみロードにおける自転車専用道の整備を促進するとともに、町村が整備する周遊ルートの整備について、関係機関への働きかけや財政支援をお願いします。

加えて、自転車と公共機関との連携は重要であり、自転車をそのままの形で乗り入れ可能なサイクルトレインやサイクルバスの運行の必要性は極めて高いため、令和5年度実施されたサイクルトレインツアーを継続的に運行いただくよう公共交通機関に対して積極的な働きかけをお願いします。

## 7. マイナ保険証移行に伴う負担軽減について

### 要 旨

令和6年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止となり、マイナ保険証に移行することとなっています。それに伴い、医療機関でのマイナ保険証の利用は少しずつ増加しています。

しかしながら、医療機関でのシステムエラーや利用者からマイナ保険証の読み取りができないといったトラブルなどの問い合わせが、町村に多く寄せられます。特に、医療機関に設置されているシステムは、自治体で導入されていないため、問い合わせの対応に苦慮しています。

また、マイナ保険証保有者、非保有者によって対応が異なることから複雑化しております。今後、より多くのトラブルに関する相談や苦情が増加することが予想され、窓口対応業務の増加が見込まれます。現行においても、本来の業務へ支障をきたしておりますが、さらに職員の疲弊が進み、業務の質の低下につながることを懸念されます。

つきましては、増大する業務にかかる職員の配置に伴う人件費の負担軽減措置及マイナ保険証のシステムに不具合があった場合の機器交換対応等について、国に対して働きかけをお願いします。

## 8. 学校・こども園等をはじめとする交通安全環境整備について

### 要 旨

交通安全環境の整備については、鳥取県及び鳥取県警察等において、道路拡幅や歩道の設置、信号機の新設などを行っていただいているところです。

近年、車両操作誤りや危険運転により、歩行者が被害にあう事例が多く発生しており、特に通学路・こども園周辺を重点的に、啓発活動の実施やグリーンベルトの設置など交通安全対策の取組みを進めています。

つきましては、こうした取組みに対して、継続して支援していただくとともに、こども園や小学校周辺の交差点においては、県道の新設に伴う優先道路の変更や施設の新設に伴う交通量の増加など道路環境の変化を考慮しながら、優先的に信号機や歩道の設置など交通安全環境整備を実施していただきますようお願いいたします。



## 9. 強度行動障がい等のある人の県内施設受入先の確保及び仕組みづくりについて

### 要 旨

県内に強度行動障がい等のある人の入所施設受入れ先がないため、児童入所施設から成人入所施設への移行が困難な現状があり、家族や関係機関、町村が苦慮しています。

児童入所施設退所後について、県内外の障がい者入所施設に受け入れを打診しても、人材不足、施設面の整備を理由に断られ、退所後の受け皿がありません。

また、一時的な仮住まいを整備するには、壁紙、突起物や電灯への破壊行為などを防止するため、大幅な改修が必要となるほか、24時間二人体制での重度訪問介護が必要となる場合があり、町村にとって大きな財政的負担となります。

国は、障がいのある方を入所施設から地域生活への移行を進める方針ですが、重度の強度行動障がいの場合は、その障がいの特性上、地域での生活が非常に困難であると言わざるを得ません。

つきましては、重度の強度行動障がい者の在宅での生活支援は、環境整備や経費負担等において容易なことではないため、確実に受入先施設を確保し、施設入所待機者数の情報提供と強度行動障害支援者養成研修等の受講などによる受入体制の整っている事業所を公表いただくとともに、施設が受け入れるための体制整備について、引き続き支援をお願いします。

また、施設に入所できないため、やむを得ず在宅で生活支援を受ける方に対する人的支援や負担軽減措置をいただくとともに、障がい者福祉施設では慢性的に人材が不足しているため、人材育成や人材確保に対する予算措置をお願いします。

加えて、強度行動障がい等重度の障がいのある人が、生まれ育った県内で成人後も生活が継続できるよう、児童入所施設卒業後の生活に向けた支援に力を入れていただきますようお願いいたします。

## 10. 障がい者送迎支援事業に係る支援について

### 要 旨

町村には、障がい者（児）へ日中において支援を行う通所系の事業所の絶対数が少なく、近隣の事業所では希望するサービスが受けられないため、遠方の事業所の利用を希望される方が一定数います。

また、障がいのある当事者が、自分で公共交通機関を利用出来ない場合において、事業所から自宅までが遠方であることを理由に送迎を断られ、利用に繋がらず、住居の変更を余儀なくされるケースも少なからずあるのが現状です。

このような中、町村では、関係機関の協働により送迎支援を行うなどそれぞれ独自の仕組みを構築し送迎支援を実施しております。障がいの有無に関わらず、「住み慣れた地域で暮らし、希望する場所で毎日過ごしたい」という思いは誰しも持っており、そのような思いに対し応えていくことが行政としての役割だと認識しています。

つきましては、自宅が各事業所から遠方であっても事業所が利用者の送迎支援を実施できるような仕組みづくり及び各町村が独自に実施している利用者の送迎支援事業に対し、国や県による財政支援をお願いします。

# 1 1. 介護支援専門員（ケアマネージャー）及び主任 介護支援専門員（主任ケアマネージャー）更新研 修の見直しについて

## 要 旨

高齢化が進む中で、介護保険制度の要ともいわれるケアマネージャーの人手不足が深刻化しています。高齢者人口が増加するのに対して、利用者を担当するケアマネージャーの人員も必要となりますが、介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は伸びていません。また、有資格者もケアマネージャーとして働いていないケースが多いのが現状です。

行政の現場においては、主任ケアマネージャーの確保にも苦慮しており、地域包括支援センターに主任ケアマネージャーが配置できていない、募集をかけても応募がない状況です。

ケアマネージャーが現場で働かない理由は、一般的に職務内容と責任の重さ、厳しい労働環境と低い給与待遇の問題などがあげられますが、資格更新に係る時間的、経済的な負担も大きいと言われてしています。

つきましては、ケアマネージャー及び主任ケアマネージャーの資格維持のために義務付けられている5年ごとの資格更新研修について、更新期間の延長や研修の受講時間の削減、費用負担の軽減など、有資格者の資格更新に係る負担軽減について、国に対する働きかけをお願いします。

## 1 2. 直営地域包括支援センターの職員配置基準における「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の緩和について

### 要 旨

介護保険法第115条の46第5項及び介護保険法施行規則第140条の66により、地域包括支援センターには、原則として保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種をおくこととされています。

主任介護支援専門員は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者です。

しかし、近年人材確保が困難となっており、地域包括支援センターに主任介護支援専門員を配置するのが難しい状況となっています。

また、上記の主任介護支援専門員に求められている役割は、特に直営で設置している地域包括支援センターにおいては、自治体職員である保健師や社会福祉士等が担っていることがあり、その役割遂行は主任介護支援専門員が限定実施するものではなくなっています。これは、介護保険制度が長年継続する中で、ノウハウが蓄積された結果だと思われます。

つきましては、直営の地域包括支援センターの職員配置基準の「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」を「主任介護支援専門員または、介護支援専門員」等に緩和するよう国に対して働きかけをお願いします。

# 1 3. 鳥取県アルツハイマー病治療薬補助金制度について

## 要 旨

県では、アルツハイマー病治療薬（レカネマブ）の保険診療が可能になったことに伴い、早期検査及び治療に向かう県民の生活負担を軽減することを目的として、鳥取県アルツハイマー病治療薬補助金交付要綱を制定されました。県における早急な制度創設には感服いたし、制度の趣旨には賛同いたしますが、小規模な町村においては、対象者がかなり少数と見込まれ、住民と役場が身近であるが故に治療を受ける方が補助金申請を躊躇される可能性もあります。

また、今後、医療技術の進歩により検査・治療内容及び診療報酬点数が変更される可能性があるほか、補助対象経費となる検査・治療かどうかを判断することが申請をされる方及び町村担当者では困難です。

更には、各町村で申請窓口が異なることが想定され、それに伴う医療機関から治療を受ける方への案内の煩雑さ、治療を受ける方の申請の負担の増大が想定されます。また、検査から治療終了まで期間を要することにより、居住地変更があった際の補助金管理の問題があります。

つきましては、申請をされる県民の方及び、検査・治療をされる医療機関の負担軽減を図り、スムーズな検査・治療に向かっていただくために、申請先を圏域ごとの保健所にするなど、申請方法の変更及びそれに伴う補助方法の変更をお願いいたします。

加えて、当制度のように市町村の事務負担が生じる制度を検討される際には、設計初期から意見照会及び説明会の開催など市町村へ配慮いただきますようお願いいたします。

## 1 4. 薬剤師の確保について

### 要 旨

公立病院においては、薬剤師が不足しており、確保に向けて対応策を検討する必要があります。特に、薬剤師の若年層については、給与面の高さから民間の調剤薬局を選択する傾向があります。

つきましては、公立病院が給与面の格差解消のために手当等を上乘せする場合、県による支援をお願いします。

## 1 5. 国民健康保険療養費支給事務の国保連合会への委託について

### 要 旨

県では、診療報酬の審査支払業務、保険者事務の共同事業として保険者事務共同電算処理、第三者行為損害賠償求償事務等を、既に鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託しており、国保連合会は国保運営のなくてはならない市町村のパートナーとなっています。

国保制度においては、社会保険の適用条件の拡大等により被保険者が減少し続けている一方、医療の高度化により高額療養費の支給件数が増加しています。そのような中、高額療養費は、後期高齢者医療制度と同様、申請手続きの簡素化が令和4年2月から可能となりました。これは、1世帯主が初回のみ申請すれば、2回目以降は申請不要で、国保連合会が保険者事務共同電算処理により算出した金額を、初回に指定された口座に振り込みを行うことができるというものです。この高額療養費申請手続きの簡素化により、国保世帯主が毎月のように高額療養費の申請に窓口に来庁される必要はなくなりましたが、一度の申請で高額療養費を支給するため、支給件数は増加しています。

また、平成19年3月28日付厚労省老健局介護保険課長・保険局国民健康保険課長からの「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項）について」の中で、療養費等の給付その他の市町村の処分については、民間委託できないとされており、高額療養費の支給事務を国保連合会に委託することができません。

つきましては、今後、人口減少により自治体職員の減少も想定される中、各自治体では事務の効率化は急務であるため、療養費支給事務を国保連合会へ委託できるよう、国に対して働きかけをお願いします。

## 16. 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化について

### 要 旨

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し、発症するものです。

国内では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。また、神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障がいが残ることもあると言われていますが、ワクチン接種費用が高額のため接種を諦める高齢者も少なくありません。

带状疱疹の発生予防のためには、ワクチンが有効とされ、国では、予防接種法に基づく定期接種化に向けた議論が行われ、ワクチンについて有効性や安全性が確認され、ワクチンを定期接種に含める方針が決定されましたが、引き続き、対象年齢などに関しては検討が必要とされています。

つきましては、現在でも地方六団体要望などにおいては、带状疱疹ワクチンを含めた包括的なワクチン関連の要望がなされているところではありますが、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設と予防接種法に基づく定期接種化を早期に行うよう国に対して働きかけをお願いします。



## 17. 高齢者肺炎球菌ワクチン接種の対象者・回数 の拡大について

### 要 旨

肺炎は、日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2から3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされるという報告があります。また、この他にも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの重い感染症の原因になることもあります。

平成25年度からの10年間は、経過措置として65歳から100歳まで5歳刻みの方を対象に、生涯1回は定期接種としてワクチン接種を受けることが出来ましたが、令和6年度からは、満65歳の方のみが対象となっています。

満66歳以上の方でワクチン未接種の方は、今後定期接種でワクチン接種を受けられないこと、満65歳でワクチン接種を受けても、社団法人日本感染症学会「肺炎球菌再接種に関するガイドライン」によれば、5年以上とされているその予防効果が高齢者や呼吸器、循環器に基礎疾患を有する人では低下しやすい傾向にあると報告されています。また、アメリカ、オーストラリア、ドイツ等では、一定の間隔以上の再接種が認められています。

つきましては、66歳以上で未接種の方の抗体取得や既接種の方の抗体水準の維持のために、定期接種によるワクチン接種対象者、回数の拡大について国に対して働きかけをお願いします。

## 18. 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について

### 要 旨

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。

子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。

つきましては、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分については、新たに県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。

## 19. 保育人材の確保について

### 要 旨

全国の自治体で慢性的な保育士不足が続く中、「こども未来戦略」を踏まえた配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設など、国による子育て支援策の拡充により、より一層の保育人材確保が必要となっています。

町村では、保育士募集に対して応募が少なく、年度当初で何とか園児を受け入れる体制ができたとしても、年度中途での入所希望に対応することが困難であるなど、保護者ニーズに沿った保育サービスの提供が難しい状況があります。また、十分な人数の保育士等が確保できないことで、実際に勤務する保育士や保育教諭の負担が増大するなど、保育士等の人材不足が悪循環となって労働環境の改善が進んでいないことが離職を誘発する要因にもなっています。

さらには、指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、保育士不足がより一層加速することが懸念されます。

つきましては、保育士等が安定して働き続けることができるよう保育現場の働き方改革の支援及び処遇改善、養成施設の学生や潜在保育士に対する就職促進支援の拡充など、効果的な保育士等確保対策に資する施策の推進をお願いします。

また、保育士の道を志す人が増えるよう、保育・幼児教育関係者が連携して保育及び保育士という職業の魅力向上、さらに社会全体に向けて行う情報発信の促進等に関する積極的な取り組みをお願いします。

加えて、支援の必要なこどもが多くなっていることから、受け入れするために配置する加配保育士に係る経費についても継続して支援をお願いします。

## 20. 県内における教員養成について

### 要 旨

県内での教員養成について、県と鳥取大学で協議を始められたところですが、鳥取大学は、地域学部などにおいて教員免許の取得は可能というスタンスをとっております。

しかしながら、学生にとっては属する学部の単位を他の学生と同じように得たうえで教職の単位を取得する必要があり、現実的には大変困難な状況となっております。

また、鳥取県内の教員定数の充足と優秀な人材の確保がままならない現状から、教育学部の復活・新設など、現実的に教職の単位取得が可能となることが必要であると考えます。

つきましては、教育学部相当のカリキュラムと単位取得が実現できるよう、鳥取大学に対して要望いただきますようお願いいたします。

## 2 1. 教職員不足の改善について

### 要 旨

教員不足は全国的な課題である状況ではありますが、本県においては「新鳥取県学校業務カイゼンプラン」により学校事務業務の見直し・削減や多様な人材の活用配置を図るなど、教職員の働き方改革に取り組んでおられます。

しかしながら、学校現場においては、育児休業や産前産後休暇の代替で非常勤講師が配置され、学級担任担当教員の不足により学校内の教職員全体への負担が増加したり、本来配置されるべき常勤講師が配置されず、そのため育児短時間勤務希望の者や育児部分休業希望の者が学級担任をしなければならない状況です。

その結果、児童・生徒へのきめ細かな指導が行えなくなった時には、学校経営や基礎学力習得への重大な影響が懸念されます。

つきましては、教職員の労働環境を整え、教職員が子どもたち一人ひとりと向き合い豊かな教育が実現できるよう、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、教員数を増やしていただくよう国への働きかけをお願いします。

また、すでに様々な取り組みが進められているところではありますが、児童生徒の学力維持・向上のためにも代替教員については常勤講師を配置いただけるよう、新任・再任用者への給与待遇の改善や、再任用者における部活動対応への配慮など職場の魅力アップ、それにあわせたPR活動など、新任・再任用志願者増加につながる取り組みをお願いします。

加えて、若手教員（講師や県外からの初任者等を含む）が、学校現場でのびのびと仕事ができるよう講師研修や初任研修の充実、ならびに若手教員が一人で悩みを抱えない支援体制等の確立をお願いします。

## 2 2 . 公立学校教職員の通勤手当等処遇改善について

### 要 旨

現在、中山間地の学校に勤務する教職員は、市部に居住し、遠距離の通勤を行っている者が多い状況です。通勤距離に応じて一定の通勤手当が支給されていますが、原油価格高騰、物価高騰の状況が続いている中、遠距離通勤を行っている教職員に対する手当の支給は決して十分とは言えません。通勤距離が長くなることによって燃料代に加えてタイヤ等の購入費用やその他の経費も大きくなるため、手当の見直しを希望する声は以前から現場の教職員からも出されていますが、見直しの動きは長年に亘ってなく、こうした負担感は一層大きくなっている状況です。

また、教職員に欠員が生じた場合、代員の確保に当たっては、各町村教育委員会や学校長なども人探しや声かけを行うなど、県教育委員会による教職員の任用に協力していますが、遠距離の通勤を理由に断られるケースもあります。

教職員の不足が生じている中において、教職の魅力を上向きさせ、今後も優秀な人材を確保するためにも、処遇の改善は必要と考えます。

つきましては、実態に即した通勤手当等の見直しを行い、中山間地の学校に勤務することが教職員の経済的な負担とならないよう処遇改善をお願いします。

## 23. 学校業務支援スタッフの配置充実について

### 要 旨

学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加し、教職員の時間外業務が常態化する中、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるため、働き方改革を進めています。

これまでの取組により、時間外業務時間や長時間勤務者は大きく減少し、一定の成果を得てきているところですが、文部科学省が告示した時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を踏まえた上限時間を定める規則や方針が遵守される状況には至っていません。

令和5年8月には中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会から、「教師を取り巻く環境は危機的状況にあると言っても過言ではなく、より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある」と、教師を取り巻く環境整備について緊急提言が出され、働き方改革の重要性は更に高まっています。

この提言では、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実において、教育業務支援員、ICT支援員などの支援スタッフの配置充実がうたわれ、県におかれても、これまでを上回る予算措置を行っていただいているところですが、学級数が少ない中・小規模校においても時間外業務が減少しない傾向にあります。

つきましては、学校業務支援スタッフが全校配置できるよう、さらなる予算措置をお願いします。

## 24. 性暴力等の防止を目的とした教職員研修の実施について

### 要 旨

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が成立し、令和4年4月1日より施行されたことを踏まえ、文部科学省において、法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の策定等の施策が実施されてきました。

しかしながら、法施行後も教育職員等による児童生徒性暴力等の事案が相次いで発覚し報道されております。一部の教育職員が、教師という立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることに繋がります。大多数の教育職員は、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願っており、社会からの信頼が毀損されることはあってはなりません。

こうした状況に鑑み、令和5年10月20日付、5文科初第1355号において、文部科学大臣メッセージが公表され、これを受け、令和5年10月27日付、第202300194129号鳥取県教育委員会教育長通知が発出されました。これらの通知を受け、教育委員会では所管学校に対して、確実に教職員等へ指導を行うように指導しているところです。

つきましては、全県の教育職員を対象に人権研修を行っていただくことで、教育職員の意識向上につながっていくものと考えますので、鳥取県教育委員会において、人権研修の実施をお願いします。



## 25. 医療的ケア児の就学に対する支援について

### 要 旨

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援等、日常生活及び社会生活を社会全体で支える理念が明確に示され、今まで以上に人材の確保と医療的ケア児とその家族を支援する仕組みづくりの構築が必要となっています。

しかしながら、公立学校等で医療的ケア児を受け入れるにあたっては、町村単独で医療行為の可能な看護師等の人材を確保することは困難な状況が続いていること及び看護師等の配置に係る財政措置について未だ拡充されていないことが大きな課題となっています。また、上記の法の施行等により今後も公立学校における医療的ケア児の受け入れが増加することも予想されます。

つきましては、医療的ケア児の受け入れに係る町村の人的、経済的負担軽減、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実を図るため、看護師等の人材を確保する仕組みの創設と看護師に対する補助率の嵩上げ、児童生徒支援員等を補助対象経費へ算入するなど町村の財政負担軽減へ向けた予算確保を確保いただくよう、国に対して働きかけをお願いします。

併せて、医療的ケア児を受け入れるための公立学校等の施設整備費・改修費及び物品等の購入に係る経費は、国庫補助事業（障害児対策の補助事業等）の補助対象が限定的なことから、補助対象の拡充を図っていただくとともに、小規模な施設・設備の改修や備品整備等に対する補助制度の創設について、引き続き要望をお願いします。

## 26. 外国語指導助手（ALT）の財政支援について

### 要 旨

日本の子どもたちにとって、外国語、特に英語の学力向上は、グローバル化の進み続ける社会情勢の中で大変意義あることです。

本県においては、本年度から新しい教育振興基本計画を策定し、「自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととりの人づくり」を基本理念としスタートしたところです。その計画に掲げた6つの目標と特に力を入れたい25の施策の一つが、社会の変革期に対応できる教育の推進（英語教育の充実によるグローバルマインドの育成）であります。

このことを実現するためには、公立学校へのALTの配置は必要不可欠で、多くの町村においてもALTを配置し、児童生徒が生きた外国語に触れる機会を確保しています。

昨年度の要望に対する高等学校課からの回答では、「JETプログラムによるALTは地方財政措置もあり、ALTの質の確保及び向上が図られており、JETプログラムのさらなる活用について御検討いただきますようお願いします。」ということでしたが、JETプログラムについては、その利点だけでなく、課題についても把握したうえで、活用を見合わせ、他の業者と業務委託契約をしている町村も多くあります。

つきましては、県内の児童生徒の豊かな学びの確保及び英語教育の充実によるグローバルマインドの育成のため、地方財政措置を含めた支援等が十分に受けられないため業務委託契約をしている町村に対して、財政支援をお願いします。

## 27. 浄化槽設置整備事業の制度拡充（修繕・更新の国庫補助対象化）について

### 要 旨

し尿等の生活排水の処理について、下水道等整備区域外にあっては、合併処理浄化槽の設置により生活環境の改善、河川の環境保全を図っています。

合併処理浄化槽の設置は、浄化槽設置整備事業の国庫補助制度を活用し普及促進に努めていますが、設置後30年を経過する合併処理浄化槽もあることから、設置者からの老朽化による修繕や更新費用に対する助成の要望が多くあります。

下水道等整備区域外は、特に少人数高齢世帯が多く、合併処理浄化槽の設置後に発生する修繕や更新費用の負担が家計を圧迫させることから、人口流出に拍車がかかるとともに修繕・更新が進まないことで水質保全に影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、今後も住み慣れた地域・住宅で生活をするには、合併処理浄化槽の老朽化による修繕及び更新を推進していく必要があるため、浄化槽設置整備事業（国庫補助制度）の対象に加えていただくよう国に対して働きかけをお願いするとともに、県において独自の支援制度の検討をお願いします。

## 28. 農林水産業の物価高騰対策について

### 要 旨

エネルギー・資材費価格などの物価高騰が長期化している中、農林水産業関係者への影響が続いています。

国や県では肥料価格高騰対策支援を実施いただいております、補助要件の取組メニューは多くありますが、それを行うことによる品質低下の懸念や、小規模事業者が活用できるメニューが少なく、有効的な支援となっていない状況です。

今後も、燃料・資材費、肥料代など物価が高止まりすれば、高齢化や担い手不足で、経営維持もままならない状態となることが懸念されます。

つきましては、物価高騰に直面する小規模農業者への経営に及ぼす影響を最小限にとどめるため、電気や燃料など国の直接支援による価格低減措置をおこなっていただくよう国に対して働きかけをお願いするとともに、安心して営農を継続できるよう県において環境整備と支援をお願いします。

## 29. 鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画における取り組み強化について

### 要 旨

近年、持続可能な社会への関心が高まる中、有機農業への注目が高まっています。しかし、有機農業は慣行農業と比べて生産量が少ない、技術や知識が必要、販路開拓が難しいなどの課題も多くあり、町村は基本計画の推進対応に苦慮しています。

つきましては、オーガニックビレッジを見据えた検討を進める中で、有機農業に関するセミナーや研修の開催、及び有機農業新規参入者向けの技術指導体制が不足しているため、取り組みへの支援と農業団体を含む協力体制づくりの強化をお願いします。

## 30. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

### 要 旨

政府では「水田活用の直接支払交付金」の見直しを行い、令和4年度から5年間に一度も水稲が作付されず、水張りもしない水田は交付金の対象外になるとの方針が示されました。しかし、作目によっては病気蔓延の不安から水張りに向かえない事案もあり、全ての生産者がこの取り組みを行うことができない状況です。

畑地化を推進しても、水田機能を有していないと畑地化の対象にならないことや、団地化要件、地域内での同意が必要となることなど、クリアすべき要件が多岐にわたっており、スムーズな畑地化への移行にも課題が多い現状です。

生産者からは、町村及び農業再生協議会へ質問や意見がありますが、上記のような事情もあり、説明に苦慮しています。また、要件確認等、多大な事務が新たに発生しています。

つきましては、今回の見直しを受け、交付対象水田から除外され、畑地化促進事業の対象外になった場合でも所得が減少しないよう、生産現場の実情を十分踏まえた上で、地域特産品の生産振興に向けた新たな支援措置を講ずるよう国に対して働きかけをお願いするとともに、県において必要な対策の検討をお願いします。

### 3 1. 豊かな森づくり協働税の支援内容について

#### 要 旨

豊かな森づくり協働税では、森の若返り（皆伐再造林）、シカ対策の強化、健全な森づくり（間伐・作業道整備）への支援や、県民の参画による里山再生や森林体験活動への支援がなされていますが、現在では、これら森林整備に係る事業に対する支援額が税収を超過する傾向にあります。また、今後は、皆伐再造林に係る事業量の増加が見込まれるため、全体の収支バランスを是正するとともに、皆伐再造林への支援に重きを置く見直しにより、一層の促進を図る方針が示されているところです。

しかし、山間部においては、急峻な地形と豪雪地帯であるとともに、森林所有者の高齢化が進んでおり、全域でニホンジカの生息数が多いなか、以前にモデル的に実施した皆伐再造林地では、シカの防護柵を設置したにもかかわらず降雪により倒壊や破損が相次ぎ、毎年補修作業を繰り返すも、植栽木はシカの食害に遭い続け、今なお育成が進まない現状も見受けられます。このため、皆伐再造林を積極的に推進することが困難であり、間伐適地を見定めながら、多様で健全な森林整備に取り組んでいる状況にあります。また、令和元年度から各市町村に森林整備等の財源として配分されている森林環境譲与税は、各町村の実情により対応しており、既に他の事業に充当するなどしております。

つきましては、支援内容を見直すにあたっては、山間部のようなシカ被害が深刻で再造林に不向きな町村の現状をしっかりと把握していただくとともに、条件不利地域にあった再造林による森林整備の手法が構築されるまでの間は、県下一律の見直しではなく、地域の実情を踏まえた森林整備（間伐上乘せ）がなされるよう、同水準の支援の継続をお願いします。

## 3 2. 鳥取県間伐材搬出等事業費補助金の補助単価の増額について

### 要 旨

長年、低迷していた木材価格が、令和3年から4年のウッドショックにより木材価格が高騰し、中山間地域では森林整備が促進されましたが、その後は木材価格が下落し、現在はウッドショック以前の水準に戻っています。

一方で、物価上昇に伴う労務単価の上昇、世界情勢や円安に伴う燃料価格の高騰により、施業単価も上昇しています。こうした状況下では、森林所有者へ十分な配当を行うことができず、森林整備への理解が得られない状況です。また、国が進めている皆伐再造林の政策についても、将来的な森林の保育費の負担増加を懸念し、森林所有者から理解が得にくくなることが予想されます。

森林所有者からの理解が得られなければ、適切な森林整備を行うことができません。将来的には、森林整備の遅れから、森林の持つ公益的機能が低下し、災害の温床になることが懸念されます。また、中山間地域の雇用を維持するためにも、安定した施業地の確保は重要となってきます。

このような中、鳥取県間伐材搬出等事業費補助金は、他県にない先見性を持つ非常にすばらしい事業であり、本県の美しい森づくりをけん引する原動力となっています。

つきましては、とっとり森林・林業振興ビジョンの達成に向けて更なる森林整備を促進し、森林所有者が安心して施業を依頼できるよう、補助単価の増額をお願いします。



### 3 3. 松枯れ対策に係る予算確保について

#### 要 旨

松枯れ被害対策として、県や関係機関と連携し、徹底的な駆除に取り組んできましたが、今後も引き続き発生する恐れがあり、継続した対策に取り組んでいく必要があります。

つきましては、豊かな自然環境を守っていくためにも、特別伐倒駆除をはじめとした松枯れ対策事業について、県当初予算において確実な予算確保をお願いいたします。

### 3 4. 海岸漂着ごみ処理委託事業の財源拡充と排出抑制対策について

#### 要 旨

海岸漂着ごみの処理については、地域住民が主体的な活動として持続的に取り組み、白砂青松の海岸保護に寄与しています。最近では、海岸漂着ごみは海洋プラスチックごみ問題等として改めて重要性を再認識しているところです。

近年は、プラスチック製品や大型発泡スチロールの浮き、ロープ等の漁具が極めて多く、その量は年々増加しており、海外から漂着したと考えられるものが大半を占めています。その他、大雨の際に河川から海へ流れ出て漂着するごみも多くあります。

廃棄物対策では原則、原因者負担での対応ですが、海岸漂着ごみは、原因者ではない無関係な地域住民が、現場処理に当たらざるを得ない現状であり、行政が中心となって解決に取り組むべき課題であると考えます。しかしながら、町村の立場では排出抑制など原因者に求める対応が困難であり、広域的な取り組みが必要です。

そのような中、県におかれては県費も加えて国費による海岸漂着物処理委託事業として実施いただいておりますが、財源措置が減少傾向にあり、今後、清掃活動に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、海岸漂着ごみ処理委託事業の財源拡充や継続的な取り組みをお願いするとともに、海外からの漁具などに対して、効果的な施策を実施していただくよう国に対して働きかけをお願いします。

## 35. 海岸侵食対策について

### 要 旨

海岸の侵食対策につきましては、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき人工リーフの機能向上、堆積砂を使用して陸上養浜するサンドリサイクル、浜崖の後退を抑止するサンドバック等いろいろな方法により海岸保全に取り組んでいただいています。

しかしながら、爆弾低気圧の通過や冬期の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失のほか、漁港では砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしているのが実状です。

県では海岸の状態を監視し地元関係者や専門家の意見を聴きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果検証が明らかになっていません。

つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただくとともに、検討委員会等による砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、豊かで潤いのある海岸環境が恒久的に保全されるような対策を早期に実現していただきますようお願いいたします。

加えて、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いいたします。

## 36. 内水処理対策の強化について

### 要 旨

近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間のうちに住宅地の浸水や土砂災害、農地の冠水など様々な内水被害が発生しています。令和3年7月豪雨では、本県でもその傾向が顕著に表れました。

河川の下流部に位置する町村では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。

つきましては、市町村と県、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策を議論する場を設置していただいたところですが、引き続き市町村と連携を図りながら内水処理対策の検討及び対策の実施をお願いします。

## 37. 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について

### 要 旨

土砂災害防止法が改正され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。平成30年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの自然災害の脅威にさらされており、今後、住民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。

厳しい財政状況の中、防災、減災対策を推進するためには事業の財源確保が課題です。多くの町村では、地方債の充当率100%、70%が地方交付税措置されている緊急自然災害対策事業債を活用して本事業を実施していますが、令和7年度までの制度となっております。

つきましては、事業推進にあたり重要な事業債であるため、制度の恒久化と交付税措置率の引き上げによる財政措置の強化など一層の制度拡充について国に対して働きかけをお願いします。

また、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区では、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備が必須であるため、流末の整備事業についても県事業の対象として実施いただきますようお願いいたします。